

第29回厚生科学審議会予防接種基本方針部会 及び 第30回厚生科学審議会感染症部会

平成31年1月28日(月)
講 堂 (2 階)
14:00 ~ 14:30

議 事 次 第

1 開会

2 議題

(1) 報告事項

① 風しんの追加的対策に係るガイドラインについて

(2) その他

3 閉会

配付資料

資 料 1 風しんの追加的対策に係るガイドラインについて

参考資料1 風しんの発生状況等について

参考資料2 風しんの定期の予防接種の実施に向けた手引き (案)

参考資料3 風しんに関する追加的対策

参考資料4 風しんに関する追加的対策 骨子

【目的】

全国の地方自治体において風しんの抗体検査及び定期接種が円滑に実施されるよう、国において必要となる事業の実施方法や事務手続についてのガイドラインを示す。

【ガイドラインの全体像】

定期接種実施要領 ※一部改正

定期接種の実施における具体的な手順等を定めた要領

＜今後記載すること＞

- ・ 追加的対策における風しんの定期接種が既に定められている本要領の対象となることを明記

特定感染症検査等事業実施要綱 ※一部改正

地方自治体による風しんを含む特定感染症の検査事業等に関する対象者等を定めた要綱

＜今後記載すること＞

- ・ 追加的対策における風しんの抗体検査が本事業の対象となり、原則無料となることを明記

実施に向けた具体的な手引き ※新規作成

追加的対策に関する詳細な事務手続等を示すため、国において新たに手引きを作成し、地方自治体に通知

＜記載内容(例)＞

- ・ 対象者への案内の方法(受診券の統一様式作成)
- ・ 事業所健診等を活用した抗体検査の実施方法(医療機関及び健診機関との契約書等のひな形作成)
- ・ 抗体検査及び定期接種の結果のデータ管理の方法(マニュアルの作成)

＜注＞

- ① 風しん指針に記載しているのは平時の風しん対策の方向性であり、緊急的に行う今般の追加的対策については、平成34年3月31日までの時限措置であることも鑑み、風しん指針の改正は行わず、その細則として手引き(通知)を作成し、政省令の公布の際に地方自治体に示す。
- ② 一方、風しん指針は、5年ごとに見直しを行うこととされており、改正内容を既に感染症部会及び予防接種基本方針部会において御了解いただいているが、任意接種(MRワクチン接種)の推奨等、追加的対策との整理が必要となる内容が含まれることから、一度改正を据え置き、今般の追加的対策が終了した際に、状況を踏まえて改めて議論させていただく。
- ③ なお、御了解いただいた改正内容のうち、広域感染発生時の対応強化のための都道府県等間の連携体制構築等、追加的対策との整理が不要であるものについては、指針の改正を待たず、実務的に運用を開始することとする。

昭和 37 年 4 月 2 日から昭和 54 年 4 月 1 日の間に生まれた男性を対象に実施する風しん抗体検査及び予防接種法第 5 条第 1 項の規定に基づく風しんの定期的予防接種の実施に向けた手引き(案)

はじめに 風しんの追加的対策について

風しんの追加的対策の趣旨及び内容

風しんの追加的対策の目標

風しんの追加的対策の見直し

第 1 章. 風しんの抗体検査について

概要

1-1 対象者

1-2 実施内容

第 2 章. 予防接種法第 5 条第 1 項の規定に基づく風しんの定期的予防接種

概要

2-1 対象者

2-2 実施方法

第 3 章. 実施体制の整備

概要

3-1 契約の締結方法について

3-2 契約主体について

3-3 契約内容について

第 4 章. 具体的な運用の流れについて

概要

4-1 風しんの抗体検査で使用する受診票について

4-2 風しんの定期的予防接種の予診票について

4-3 風しんの抗体検査の機会（場）について

4-4 実施機関から対象者への結果の通知等について

4-5 定期的予防接種の実施について

4-6 請求・決済事務について

4-7 （参考）対象者から見た実施方法（例）

第 5 章. 風しん抗体検査結果及び風しんの定期的予防接種の実施状況の把握

概要

5-1 データの取扱いについて

5-2 データの保管・活用

第 6 章. 代行機関

概要

6-1 代行機関とは

6-2 代行機関の機能

6-3 代行機関が満たすべき要件

第 7 章. 国への実績報告

概要

7-1 風しんの追加的対策の効果を検証するための実績報告の内容及び報告時期について

7-2 風しん抗体検査に係る特定感染症検査等事業における実績報告の内容及び時期について

抗体検査の実施方法

①基本パターン【対象者：全員】

- 居住する市町村内の医療機関において抗体検査・予防接種を実施

②特定健診【対象者：40歳以上・自営業の方等】

- 市町村国保加入者（自営業の方等）に対しては、特定健診の機会を活用して、抗体検査を実施

③事業所健診【対象者：企業に勤める方】

- 企業に勤める方に対しては、事業所健診の機会を活用して、抗体検査を実施

風しんに関する追加的対策 骨子

平成 30 年 12 月 13 日

厚生労働省

現在の風しんの発生状況等を踏まえ、風しんの感染拡大防止のため速やかに対応することが、国民生活の安心にとって極めて重要である。

このため、風しんの感染状況や抗体検査の実施状況、ワクチンの需給状況等を踏まえながら、現在予防接種法に基づき 1 歳児及び小学校入学前の子に対して行っている風しんの予防接種（「定期接種」）及び妊娠を希望する女性等に対する風しん抗体検査の助成に加え、感染拡大防止のための追加的対策として、以下の取組について、速やかに行う。

1. 実施の枠組

（1）抗体保有率の低い世代の男性に対する予防接種・抗体検査の実施

- ・ （2）に定める対象者については、これまで予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなく、抗体保有率が他の世代に比べて低い（約 80%）ため、市町村が、予防接種法に基づき風しんの定期接種[※]を行う。

※ 政令改正により措置

- ・ ワクチンの効率的な活用等のため、抗体検査を前置する。市町村[※]は、まず（2）に定める対象者に抗体検査を実施し、結果が陰性だった者に対して、風しんの定期接種を行う。国は、補正予算の編成等により、地方自治体が行う抗体検査事業に対する補助を拡充する。

※ 今年度は都道府県等において抗体検査事業を行っており、それと連続的に実施できるよう、調整を進める。

（2）追加的対策の対象者

- ・ 1962 年（昭和 37 年）4 月 2 日から 1979 年（昭和 54 年）4 月 1 日までの間に生まれた男性（現在 39 歳から 56 歳の男性）とする。

※ 追加的対策の対象者の範囲等については、事業の進捗等を踏まえ必要に応じ見直しを検討

（3）実施方法

地方自治体、医療関係者、事業者団体等と連携し、できる限り対象者の利便性の向上を図る。

- ・ 市町村が保険者となって運営する国民健康保険（「市町村国保」）の被

保険者（自営業者等）等※に対しては、特定健康診査（「特定健診」）等※の機会を活用し、風しんの抗体検査を実施

※ 生活保護受給者に対しては、健康増進法に基づく健康診査の機会を活用

- ・ 事業所に使用される者に対しては、事業所において定期に実施する健康診断の機会を活用し、風しんの抗体検査を実施
- ・ 抗体検査及び予防接種について、休日・夜間の実施など、医療機関で受けやすくする体制を整備

2. 実施期間・目標

- ・ 1. の枠組について、2019年（平成31年）から2021年度末までの約3年間かけて、集中的に取り組む。
- ・ 実施に当たっての目標は、以下の通りとする。
 - ① 2020年7月までに、1.（2）に定める対象者の世代の抗体保有率を85%以上（我が国全体の抗体保有率は約93%となる。）
 - ② 2021年度末までに、1.（2）に定める対象者の世代の抗体保有率を90%以上（我が国全体の抗体保有率は約94%となる。）

3. 円滑な実施に向けた措置等

（1）実施のための環境整備

- ・ 市町村の定期接種や抗体検査の実施に当たり、国は事務手続等に関する手引き（ガイドライン）を作成し、地方自治体、医療機関等に対して丁寧に説明
- ・ 国は、製造販売業者、卸売販売業者、検査会社等と連携し、ワクチンの安定供給及び抗体検査の安定実施に努める
- ・ 国は、地方自治体、事業者団体、保険者団体等と連携し、普及啓発を徹底

- （2）今回の追加的対策の円滑な実施に向けた具体策について、引き続き検討を進める。